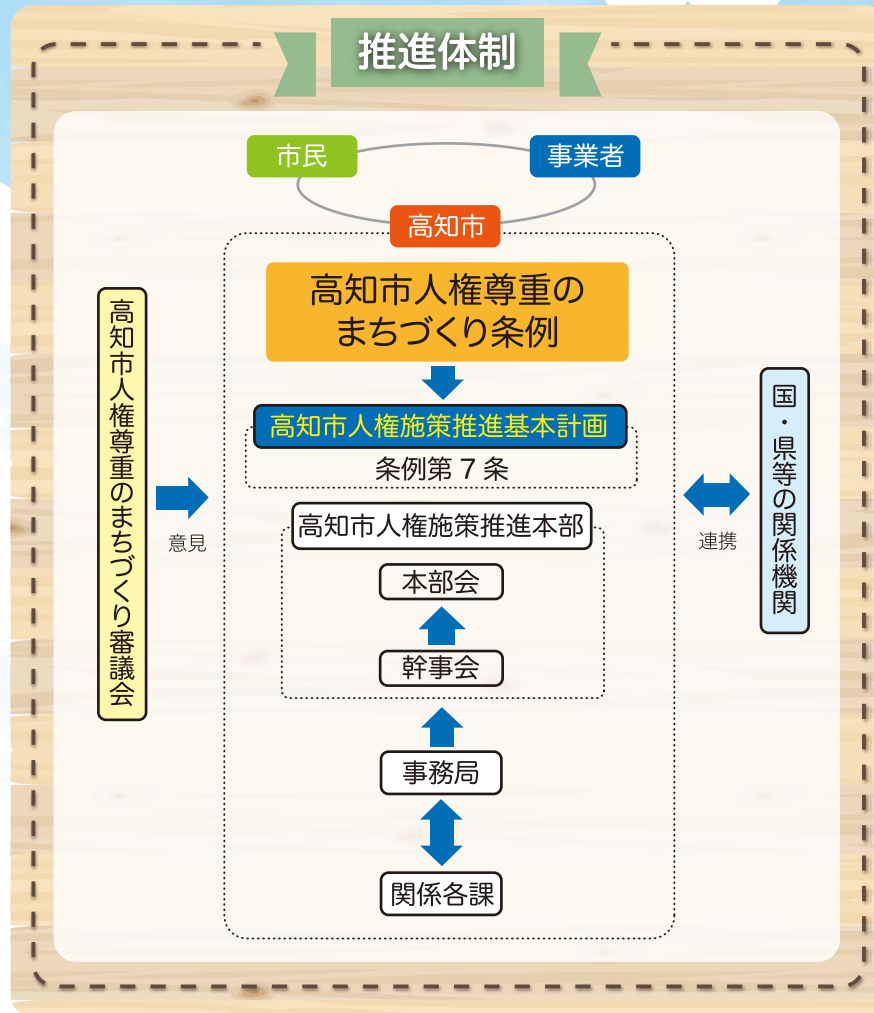


人権啓発キャラクター
ズーキー

高知市人権施策推進 基本計画

推進体制



人権施策の点検と見直し

人権施策の取組の進捗管理
「人権に関する市民の意識調査」の実施
基本計画の見直し（5年ごと）

策定の趣旨

本市では、2011 高知市総合計画の重点課題として、「市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な生活を営むことができる社会の実現」を掲げ、「人々の憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏見のない地域社会の確立を目指す」取組を推進してきました。

その取組はこれまで一定の成果を上げてきたものの、私たちの周りには依然として差別や偏見が存在し、社会の変化に伴う新たな人権課題も生じています。

こうした状況を受け、本市では、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け総合的に取り組んでいくこととしました。

本計画は、高知市人権尊重のまちづくり条例に基づき、条例の理念を実現する取組を具体化するために策定するものです。

基本計画の性格

- さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定します。
- 本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示します。
- 人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策についても示します。
- 計画期間は、2021（令和3）年度から 2025（令和7）年度までの 5 年間とし、その後は原則として 5 年毎に内容の見直しを行います。
- 市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置づけ、協働による施策の推進に資するものとしします。

持続可能な開発目標(SDGs)との関連性



SDGs が目指す姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全ての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGs の達成にも寄与したいと考えています。

高知市人権施策推進基本計画[概要版]

発行：2021(令和3)年3月
高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
TEL(088)823-9449 FAX(088)823-9351
E-mail kc-101800@city.kochi.lg.jp

